

新型コロナ 県内の自治体の独自支援対策一覧

2020年6月18日現在 神奈川県社保調べ（5月22日までは明朝体、それ以降はゴシック体）

	生活支援対策	事業者支援対策	その他の支援対策
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ●県営水道使用者の水道料金を一律10%、4か月間減額する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●休業要請のすべての対象事業者に10万円を支給するほか、事業所を賃借している場合は、1事業所の事業者には10万円、複数の事業所がある事業者には20万円をそれぞれ加算する。対象は約8万事業所を想定し、予算規模は約125億円。さらに、5月7日～31日のうち8割以上を休業した中小企業と個人事業主を対象に、自主休業を含め10万円の協力金を追加する。県内約18万事業所のうち約12万事業所を想定し、支給総額は約120億円を見込む。 ●売上高の減少など影響を受けた中小企業を対象に、3千万円を上限とする実質無利子の融資をスタートした。「新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設し、民間金融機関などを通じて融資を行う。対象は、売上高などの直近1か月の実績と今後2か月の見込みの総額が前年同期と比べ、5%以上減少した個人事業主、または15%以上減少した小・中規模事業者。3千万円を限度額として当初3年間の実質無利子融資を行うほか、一定の要件を満たせば保証料負担も軽減する。融資期間は10年以内。最寄りの取扱金融機関で相談を受け付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスの感染拡大に伴う支援策として、県は5月11日から非常勤職員の再募集を始めた。対象は新型コロナウイルスの影響で失業した人や、内定が取り消された学生、事業が継続できなくなったフリーランスの人などで、募集人数は60人を想定。県では4月にも同様の緊急雇用を実施していて、126の募集枠に対し採用されたのは64人。応募がなかった部署もあったことなどから、今回の再募集を決めたということ。任期は原則6月1日から今年度末までで、月額12万円から16万円程の報酬が支給されるが、職員は同時に新たな就職活動を行うこともできる。
1 横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の影響を受ける児童扶養手当受給世帯に対して、本市独自の「ひとり親世帯等への臨時特別給付金」を給付。給付額1世帯あたり一律2万円（1回の給付） 	<ul style="list-style-type: none"> ●経済対策としては、市内の商店街に1店舗あたり10万円の一時金を交付する。 ●3年間無利子の融資制度を新たに設け、利用する小規模事業者にも10万円を交付する。 ●国制度に基づく融資限度額3,000万円の当初3年間実質無利子の融資メニュー「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設。 ●「新しい生活様式」に対応するための経費を補助（中小企業：9/10補助・上限30万円、個人事業主：9/10補助・上限15万円6,000件） ●現在の情勢において実施できる文化芸術活動への助成件数を追加（活動再開に向けた準備制作等：上限30万円・450件追加、市内施設を活用した映像配信等：上限70万円・50件追加） ●感染拡大の影響による利用自粛などにより収入が減少した各種福祉サービスの事業者に対して、今後も事業が継続できるよう、支援金を交付（最大 300万円） ●感染拡大の影響により経費が増大している各種福祉サービスの事業者に対して、今後も必要なサービスを継続して提供できるよう、かかり増し経費を助成（上限395万6,000円 ※サービス種別等による） 	<ul style="list-style-type: none"> ●患者を受け入れる医療機関への助成や、PCR検査の検体採取場の設置など、感染拡大防止策に145億円を計上。 ●より多くの市民が身近な場所でPCR検査が受けられるよう、診療所における院内感染防止に必要な設備整備等に係る費用を助成（上限100万円・200施設）。 ●4月以降、重症・中等症患者を受け入れる病床を確保してきた医療機関に対して、本市独自の協力金を国の基準単価に上乗せして支給（16,000円～32,000円/床・日） ●横浜市立大学における法定の減免対象者の増加見込み分を追加（50人）するとともに、法定対象外の学生についても、市大独自の支援策を実施（50人） ●感染症の影響により職を失った方などを対象に、会計年度任用職員の緊急雇用を実施（50人程度）

	生活支援対策	事業者支援対策	その他の支援対策
2 川崎市	<ul style="list-style-type: none"> ●経済的苦境に陥るひとり親家庭を支援するため、児童扶養手当を受給する世帯に一律2万円の臨時特別給付金を支給する。対象は、3月分か4月分の児童扶養手当を市から受給している世帯、または4月中に同手当を申請し、5月分から受給対象となる世帯。6200世帯の見込み。 ●収入が著しく低額であり、支払いが困難である場合などにおける市営住宅使用料の減免等 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスの影響で経営が窮迫する市内の中小店舗を支援するため、総額113億円分のプレミアム付き商品券「川崎じもと応援券」を発行する。プレミアム率は30%。大手スーパーや家電量販店などは使用対象の施設から除外する。1冊1万3千円分の商品券を1万円で購入。 ●新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している小規模事業者に対して支援金10万円を給付 ●新たに飲食物のテイクアウトやデリバリー、インターネットを活用したサービス等を始められる場合の経費を補助 ●テレワーク環境を新規導入、拡張する市内中小企業者に対し、テレワーク環境整備に係る設備導入、初期設定等に必要なコンサルティング費用の一部を助成 	
3 横須賀市		<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症により売上げが減少した中小企業・個人事業主の皆様に対し、事業所・店舗等の家賃の一部を補助（令和2年3月及び4月分の家賃の2分の1相当額）。1ヶ月分の補助上限額20万円（最大2ヶ月分計40万円）1事業者あたり補助上限額40万円。 ●商店街が維持管理する街路灯、アーチ、アーケードの照明灯の電気料金及びガス料金を補助。商店街が支払った1月分～12月分の電気料金及びガス料金の2分の1 ●県の休業要請等に協力し、また、自主的に休業等を実施した中小企業及び個人事業主等に、1事業者あたり一律10万円の協力金。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルスの影響で、アルバイトの収入などが減っている市内の学生に、食べ物を無料で提供している。この取り組みは横須賀市と2つのフードバンクが協力して行うもので、親元を離れて市内の大学や短大に通い、新型コロナウイルスの影響で生活が苦しい学生が対象。提供されるのはフードバンクが集めた米やおかず、それにスナックやドリンクなどおよそ1000食分で、1人に7日分を手渡す。
4 平塚市	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭の児童扶養手当受給者（児童を養育している者）に1人当たり30,000円を支給 ●小学校と保育園の給食費の無償化（9月まで）を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●売上げが半減した市内の小規模事業者を対象に、30万円（1月あたり上限15万円×2ヵ月）を上限に事業用建物にかかる賃借料相当額を補助 	<ul style="list-style-type: none"> ●公立・私立の認可保育園及び認定こども園（保育部分）の3歳児以上の園児を対象に、各施設へ4,500円を上限に補助
5 鎌倉市		<ul style="list-style-type: none"> ●市内の飲食店などの中小事業者を支援するため、最大100万円を上限に家賃を補助する。対象は売上が前年同月比5%以上減少し、市内で店舗を賃借する中小事業者。家賃相当額として1ヵ月あたり上限25～50万円を2ヵ月間支給する。今後のウイルス拡大状況に応じ、期間延長も検討する。 	
6 藤沢市		<ul style="list-style-type: none"> ●神奈川県「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付対象となる事業所を藤沢市内で営んでいる方（中小企業・個人事業主）に対し、県の協力金に上乗せして協力金を交付。休業要請のすべての対象事業者には10万円を支給するほか、事業所を賃借している場合は、1事業所の事業者には10万円、複数の事業所がある事業者には20万円をそれぞれ加算する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の影響により、内定を取り消された方や失職された方を対象とする緊急雇用対策として、会計年度任用職員（市の非常勤職員）を募集。対象者は、①市内在住者で、コロナウイルスの影響により内定が取り消された方、②市内在住者で、コロナウイルスの影響による業務縮小等で失職された方

	生活支援対策	事業者支援対策	その他の支援対策
7 小田原市	●ひとり親家庭に5万円を給付。対象は、児童扶養手当の受給者で約1350人。	●休業または営業時間を短縮した市内の中小企業や個人事業主に20万円を支援する。千件の申請を想定。 ●第二弾（売り上げ減少）2020年4月又は5月のどちらかの事業収入が、①前年同月と比べて50%以上減少した場合、1事業者あたり一律20万円、②前年同月と比べて20%以上50%未満減少した場合、1事業者あたり一律10万円 ※4月、5月のどちらか減少割合の大きい方を適用。	
8 茅ヶ崎市	●ひとり親家庭であるために休校や登園自粛により仕事ができなくなった方や雇用条件が急変して収入が著しく減少した方など、特に就業環境の変化による影響を受けやすいひとり親家庭等の生活支援として、児童扶養手当受給者に対し、臨時特別の給付金1世帯あたり50,000円（一時金）を支給。	●神奈川県からの休業要請等に協力し、休業または営業時間を短縮し、「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を受給した市内事業者に、市独自の協力金として「茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」1事業者につき一律20万円（1回限り）を交付。 ●業況が特に悪化した中小企業等を支援するため、神奈川県が実施する新型コロナウイルス対策特別融資を受けた茅ヶ崎市内の事業者に対して、利子補給を実施。	
9 逗子市	●新型コロナウイルスの影響で収入が減少したり、働けなくなったりする恐れがあるひとり親家庭支援のため、1人当たり3万円の給付金を支給する。児童扶養手当受給者に加え、手当を未申請の親や所得制限で支給停止された親らを含め、約380人を対象に見込む。6月上旬の支給を目指し、関連費用約1150万円の補正予算を組んだ。	●神奈川県の緊急事態措置の協力要請に応じて休業又は営業時間の短縮をした事業者に対し、負担軽減と事業継続を目的として20万円の協力金を交付。	
10 相模原市	●ひとり親世帯に2万円を給付。 ●妊婦に3万円の特別給付金を一律で支給。健診などの外出時のタクシー代など、自由に使うことができる。 ●児童扶養手当を受給している方に、受給者1人につき2万円（1世帯2万円）支給。 ●就学奨励金（臨時休業延長に伴う昼食費）として、給食費相当額を支給。小学生一人当たり月額4600円、中学生一人当たり月額5300円。	●国の持続化給付金の対象（前年同月比で50%以上の売り上げ減）とならない小規模事業者向け。原則として前年同月比で売り上げが30%以上50%未満減少した場合、10万円を市独自で給付する。商店街などの商業者団体にも300万円を上限に、感染防止対策などにかかった費用を補助する。	●中学生の希望者にはタブレット端末を使ったオンラインでの学習支援を行う。
11 三浦市		●新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、売上高が減少した市内事業者を緊急的に支援するため、次のとおり独自の緊急経済対策を実施し支援する。交付対象者の要件は、市内に事業所を有し、令和2年2月から4月までの間の売上高が前年同期の売上高と比較して10パーセント以上減少した事業者。交付額①従業者数1人～19人 交付額10万円、②従業者数20人～49人 交付額20万円、③従業者数50人～99人 交付額50万円、④従業者数 100人～ 交付額100万円	

	生活支援対策	事業者支援対策	その他の支援対策
12 秦野市	<p>●新型コロナウイルス感染症の影響により、採用内定取消や職を失った秦野市民を対象に、生活費を得ながら新たな就職活動ができるよう、会計年度任用職員（非常勤職員）を募集</p>	<p>●新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、神奈川県の実情に応じて休業や夜間営業時間の短縮に御協力いただき、事業所を賃借している中小企業、個人事業主の皆様に対し、負担の軽減を図るため協力金を交付。交付額は、1事業者あたり10万円、市内で複数店舗賃借していても10万円。</p> <p>●雇用調整助成金を活用する中小企業者を対象に社会保険労務士に委託した際の手数料を補助。10万円上限。</p> <p>●テイクアウト・宅配サービスを行う方に最大15万円支援</p>	
13 厚木市	<p>●児童扶養手当を受給しているひとり親家庭に一律5万円給付。</p> <p>●国の特別定額給付金の支給対象外となる新生児に一律10万円を支給する。国の給付金制度は4月27日現在で住民基本台帳に登録されている人が対象。翌28日以降生まれの人には支給されず、市は4月28日～5月31日生まれの人向けに独自の給付金を設ける。5月31日より早く緊急事態宣言が解除されても期限は変えない。宣言期間が伸びた場合は、給付金の期限も延ばす方針。</p>	<p>●感染症対策を行っている市内の小売店・飲食店に一律2万円給付。</p> <p>●市内で営業する路線バス・タクシー事業者への支援、中小企業が国の支援制度の申請手続きをコンサルタントに依頼した場合の費用の一部（上限10万円）支援など。</p> <p>●市内の店舗・事業所等を「休業あるいは短縮営業」している事業者へ協力金を支給。上限20万円。</p> <p>●前年同月比等で売上げが減少している事業者に対して家賃の1/2を助成。上限20万円を3か月分助成。</p> <p>●売上げの減少を最小限に抑えるため、工夫をこらした飲食店や小売店の経費の一部を補助。上限10万円。</p> <p>●雇用調整助成金の申請を行う際に、申請事務を社会保険労務士に依頼した費用の一部を補助。上限10万円。</p>	<p>●1人暮らしの学生に5万円を給付する。市内で1人暮らしをしている大学生、短大生、専門学校生らが対象。アルバイトによる収入が大幅に減って困窮している学生が多いことから、就労等支援補助金として経済的な支援を行う。市内在住の学生は約3800人で、千人程度が該当するとみられる。</p> <p>●厚木市医療機関等感染拡大防止対策交付金。病院 1事業所につき30万円、診療所及び薬局 1事業所につき10万円。</p> <p>●高齢者関連施設（介護福祉施設・障がい者施設）子ども関連施設（保育園・幼稚園・放課後児童クラブなど）が感染拡大防止策として実施するために必要な物品等の購入経費補助。上限10万円。</p>
14 大和市		<p>●県が実施する「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を受けた市内中小企業や個人事業主で、以下の要件のいずれかを満たしていること。①国の「雇用調整助成金」を利用している事業者（ただし、5月6日までに雇用保険適用事業所となっていること）／50万円 ②①以外の事業者／20万円</p>	
15 伊勢原市	<p>●新型コロナウイルス感染症の影響により、生活全般の負担が大きくなっている児童扶養手当受給者に対し、生活を支援する取組みの一つとして市独自の一時金を支給。児童1人のとき40,000円、児童2人のとき9,000円加算、児童3人以上のとき（1人につき）5,000円を加算。</p>	<p>●神奈川県の実情に応じて休業要請等に協力し、市内に施設を賃借する事業者（中小企業・個人事業主）に協力金10万円を交付</p> <p>●新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けている市内小規模事業者の事業継続を支援するため、伊勢原市小規模事業者臨時給付金、一律10万円を支給。</p>	
16 海老名市		<p>●新型コロナウイルスの影響を受けて、3月から4月までに、1カ月の売上げが前の年の同じ時期と比べ20パーセント以上減った、市内の中小企業などを対象に、1事業所あたり30万円を上限として支援金を支払う。支援金の対象はおおよそ1200件を想定。</p>	
17 座間市		<p>●新型コロナウイルス感染症によって事業活動などに影響を受けた事業者に対して、市独自である10万円の給付金を給付する</p>	

	生活支援対策	事業者支援対策	その他の支援対策
18 南足柄市	<ul style="list-style-type: none"> ●特別定額給付金の対象基準日（4月27日）の翌日から8月31日までに生まれた新生児に1人10万円を支給する。申請期間は10月31日まで。 ●就学援助費や特別支援教育就学奨励費の交付を受けている児童・生徒の世帯に対し、4月から給食の再開までの間、昼食代の一部として給食費に相当する臨時支援金（最も多い生徒で月額5100円）を支給。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染拡大を巡り、県の休業要請に応じたり、売り上げが減少したりした市内の中小企業などを対象に、市独自の緊急支援金20万円を支給する。市内に事業所を置き、県の協力金が支給されるか、3～5月のいずれかの事業収入が前年同月に比べて30%以上減少した中小事業者や個人事業主が対象。支給は1回限りで、年間の事業収入が70万円以下や、事業収入以外の収入が事業収入を上回る場合は対象外となる。 	
19 葉山町	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親世帯臨時特別給付金は、小学校等の臨時休業等により新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少し生活が困窮する恐れがあるひとり親世帯を支援するため、児童扶養手当の受給世帯に対し、1世帯当たり2万円を支給 ●町立小学校4校の給食を12月まで無償化 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の影響により、売上（事業収入）が減少している事業者の方々（法人、個人、フリーランス問わず）に対し、事業継続の下支えを目的として給付金（10万円を上限）を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ●町外の学校に通う学生を支援するため20年度の定期代を補助する。対象は1900人を見込み、年間定期代の2分の1（上限1万5千円）を支給。 ●児童生徒全員分のタブレット端末、約2600台を2020年度中に購入する。
20 寒川町		<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少し事業に支障が生じている町内中小企業（個人事業者含む）を対象として、事業継続のための緊急支援として、給付金を支給。個人事業者10万円、小規模事業者法人20万円、大規模事業者法人30万円。 ●新型コロナウイルス感染症の影響が特に大きい飲食業、小売店などへの経済対策として、過去最大のプレミアム率（66.6%（パーセント））で、商品券事業を実施。復興応援として1冊5,000円分の「寒川町共通商品券」を3,000円で販売予定。 	
21 綾瀬市	<ul style="list-style-type: none"> ●経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭などを支援しようと、1世帯あたり3万円の臨時給付金を5月15日から支給。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の中小企業については売り上げの減少に対し最大20万円、雇用の安定に最大30万円の独自の支援をする。 	
22 大磯町	<ul style="list-style-type: none"> ●特別給付金として、ひとり親世帯のうち児童扶養手当受給者を対象に、一律30,000円を給付 ●公立・私立の認可保育園及び認定こども園（保育部分）の3歳児以上の園児を対象に、給食費を日割りにより還付するため一人当たり4,500円を上限に補助 ●小学校に通う児童の給食費を補助 ●就学援助対象世帯（準要保護）の昼食費用支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が著しく減少した小規模事業者等を対象に、一定期間事業所賃借料相当額を補助する（令和2年3月、4月または5月いずれかの売り上げが、前年同月（創業して1年未満の事業者の場合は令和元年12月、令和2年1月または2月）と比較して20%以上減少している）。事業所賃借料相当額の3ヵ月分。1事業所につき、1ヵ月あたり10万円（3ヵ月合計30万円） ●町の融資制度である「中小企業金融対策資金融資制度」を利用した事業者の融資に対する支払い利子を全額補助 	
23 二宮町	<ul style="list-style-type: none"> ●生活苦に直面する子育て世帯に臨時休校中の「昼食費」を支給する。昼食代の支給は、小中学生のうち就学援助を受けている準要保護の家庭が対象。小学生4050円、中学生4800円の給食費相当額を4月からの休校期間に応じて支給する。町内の児童生徒約1800人の1割近い約170人が対象という。 	<ul style="list-style-type: none"> ●県の休業要請協力金には独自で10万円を上乗せし、経営状況が悪化する中小企業の家賃補助も実施する。休業要請に応じた事業者を対象にした協力金は一律10万円を上乗せ。県の支給分も含め、町内の約160店舗に最大40万円援助する。 ●売り上げが前年より20%以上減少した事業者の家賃の半額を2ヵ月分補助する。上限は20万円で約500社をカバーするという。総額は1億5千万円規模で、財源は村田邦子町長ら特別職の給与減額などで捻出する。 	

	生活支援対策	事業者支援対策	その他の支援対策
24 中井町	●小中学生がいる家庭に子ども1人につき、町内の小売店などで使える5千円分の地域通貨「きら」を給付する。	●国の持続化給付金の対象（前年同月比で50%以上の売り上げ減）とならない、20～49%減の中小企業、事業主らへ20万円を上限として給付金を支給。 ●現行の中小企業振興融資制度の緊急支援枠として20%以上減収の事業者へ上限1千万円の融資と利子の全額補助（3年間）、融資の際の信用保証料の補助の上限を5万円から50万円に引き上げる。総額8千万円。	
25 大井町		●新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けているが、国の持続化給付金の対象とならない町内事業者に対して、経営の維持又は継続のため緊急支援金を交付。緊急支援金：1事業所につき一律20万円。テイクアウト事業導入支援金：テイクアウト用消耗品等の経費として1事業所につき上限5万円	●子どもの学習支援や学習意欲維持のために、児童・生徒1人あたり2,000円分の図書カードを配付
26 松田町	●高校生以下の子どもを養育する世帯に対し、家計の負担軽減を図ることを目的に、町内で利用可能な飲食券及び商品券を配布する。第一子に2万円分、第二子以降に1万円分を加算する。	●国の緊急経済対策である持続化給付金の対象外となった事業者を支援することを目的に、売上が前年同月比20%以上50%未満減少した町内に事業所を有する中小企業等の法人及び個人事業主（3年以上、事業を営んでいること）へ一律10万円を給付する。 ●商工振興会による既存の商品券発行事業をプレミアム20%とし、事業展開を図る。	
27 山北町	●新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当（※本則給付）を受給している世帯に対し、臨時特別給付金を支給。対象となる子ども1人につき【国1万円+町1万円=合計2万円】	●国の持続化給付金制度に該当しない、売上額が前年同月比20%以上50%未満減少した町内の中小事業者に20万円及び個人事業者に10万円を上限として給付金を支給。	●オンラインでの授業ができるよう、撮影機器の購入やインターネット環境のない家庭にタブレット端末やWi-Fi機器を貸し出し、通信料は町で負担。
28 開成町	●特別定額給付金の対象基準日（4月27日）の翌日から7月31日までに生まれた新生児に1人10万円を支給する。こうした新生児への給付金は県内で初めてという。児童扶養手当を受給するひとり親家庭には、3万円（2人目以降は2万円ずつ加算）を支給する。 ●全利用者を対象に上下水道料金の基本料金を5～8月の4カ月分全額減免。 ●ひとり親家庭等の生活の安定のために、児童扶養手当受給者を対象に、緊急支援給付金を支給。1世帯につき30,000円（支給対象児童が1人の場合）、支給対象児童が複数いる場合は、2人目以降1人につき20,000円を加算	●事業者へは、国の持続化給付金の対象外の前年同月比で20～49%売り上げが減少した場合に20万円を支給する。県の休業要請に応じて協力金を受けた事業者にも5万円を追加支給する。	●使い捨てマスク50枚入り2箱を千円で引き換えることができる「有料頒布券」の配布。 ●子どもや家庭の相談窓口を拡大するため幼稚園、小中学校の教職員らに携帯電話を配置するほか、家庭学習支援に向け幼稚園・小中学校の全ての子どもに課題図書1冊を配る。これらの対策費1億8500万円を盛り込んだ補正予算を組んだ。 ●妊産婦の公共交通機関利用による新型コロナウイルスの感染リスクを低減させ、安全に妊産婦健診が受診できるよう、タクシー利用料金を助成。上限20,000円。

	生活支援対策	事業者支援対策	その他の支援対策
29 箱根町	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親世帯等の生活の安定のために児童扶養手当受給者を対象に臨時的に給付金を支給。1世帯につき3万円。 ●高校生等世帯への特別給付金。高校生1人あたり1万円。 ●新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により、住宅の退去を余儀なくされている方に町営住宅を一時提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の流行に伴い経営状況が悪化している中小企業・小規模事業者・個人事業主を支援するため、観光事業者等緊急支援補助金を創設。宿泊業、飲食業、小売業等観光関連の事業を町内で営み、その売上が当該事業者の売上の2分の1以上を占める中小企業、小規模事業者及び個人事業主で、売上高が対前年比20%以上減少している又は減少が見込まれる者。所要経費の4分の3。上限30万円。 ●中小企業・小規模事業者が公的融資を受けた場合の信用保証料と支払利子の一部を補助。信用保証料補助：上限20万円 利子補給：上限12万円/年 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言の解除に伴い、箱根にお越しいただく観光客の皆様へ感謝を込めて、また、町内経済活性化のため3種類のお得なクーポン券を今後販売する。
30 真鶴町		<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上げが減少する等した中小企業者等の事業主に対して、支援給付金を支給。令和2年3月及び4月の売上高等の合計が前年（平成31年）3月及び4月の売上高等の合計とを比較して減少していること。令和2年3月及び4月の売上高等の合計が直近1年以内の平均売上高等とを比較して減少していること。上限20万円。 	
31 湯河原町	<ul style="list-style-type: none"> ●家計への生活支援を目的として、町民一人につき、3,000円（1冊：500円×6枚）の商品券を配布 ●小中学校が再開されてから3か月間、保護者から集金する給食費を全額補助する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●町内の事業所等において、事業の再開や継続に必要な感染症の予防対策にかかった経費（マスク、消毒液、仕切り板、体温計等の購入費用、テイクアウト用の事業経費など）の一部に対し、町から助成金を支給する。補助率10/10 ただし上限2万円 ※町内に2店舗以上を持つ事業者は上限4万円 ●神奈川県が感染予防対策を行っている「感染防止対策取組」に登録した事業所等に対して、上記に1万円を上乗せし助成 	
32 愛川町	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護に準ずる世帯を対象に小中学生1人につき1万円を支給する。 ●ひとり親世帯で児童扶養手当の受給者を対象に1世帯2万円を支給。 ●外出自粛要請により家庭で水を使う量が増えていることから、町営水道の基本料金のうち50%を4か月間減免する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域経済の維持を図るため、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けている中小企業・個人事業者に対し、事業全般に広く使える支援金（一律20万円）を支給 	
33 清川村	<ul style="list-style-type: none"> ●児童扶養手当受給者の方々を対象とした「清川村ひとり親家庭等臨時特別給付金」を給付する。対象児童1人につき3万円。 ●村独自の特別定額給付金（令和2年4月28日から5月31日までの間に出生した新生児を養育している方） 対象新生児1人につき10万円 ●村独自の子育て世帯への臨時特別給付金（令和2年4月1日から令和2年5月31日までの間に出生した新生児を養育している方で、5月31日までに村内に住所を有する方） 対象新生児1人につき1万円 	<ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自主的に施設を一定期間休業とした事業者に対し、交付金を交付。本年1月～6月の期間において、売上げが前年同月比で、5%以上50%未満減少している事業者等。1事業者あたり一律20万円。 	